

原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局長
各都道府県警察の長 殿
（参考送付先）
警察大学校長
各管区警察学校長

警察庁丙地発第6号
平成31年2月7日
警察庁生活安全局長

巡回連絡実施要領の改正について（通達）

「巡回連絡実施要領」について、別添のとおり改正した。

各都道府県警察においては、本要領に基づき、引き続き適正かつ効率的な巡回連絡の実施に努められたい。

なお、「巡回連絡実施要領の改正について（通達）」（平成11年11月1日付け警察庁丙地発第19号）は廃止する。

(別添)

巡回連絡実施要領

第1 趣旨

この要領は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）第20条に定める巡回連絡を適正かつ効率的に行うため必要な事項を定めるものとする。

第2 警察本部長等の責務

- 1 警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）は、適正かつ効率的な巡回連絡の実施に資するため、必要に応じ、警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）、警察署及び交番・駐在所の体制の強化、巡回連絡に関する規定の見直し等の基盤整備を行うものとする。
- 2 警察署長は、効率的な巡回連絡の実施に資するため、交番・駐在所連絡協議会等を活用するなどして、巡回連絡の趣旨、目的等について地域住民等の理解を広げるなどの環境整備を行うものとする。
- 3 警察署長は、巡回連絡を実施する地域警察官（以下「受持警察官等」という。）ごとに巡回連絡に専従する日を設ける、巡回連絡を効率的に推進する体制をとるなどして、巡回連絡実施時間の確保に努めるものとする。
- 4 警察署長は、巡回連絡の実施に関し、その状況を不断に検証するなどして自ら把握し、各地域の実態、個々の地域警察官の能力、個性等に応じて具体的に指導教養を行うとともに、評価及び賞揚を適切に行うものとする。

第3 基本的実施要領

1 巡回連絡の対象

巡回連絡は、受持区内のすべての家庭、事業所等の各戸について行うものとする。ただし、警察署長が巡回連絡を行う必要がないと認めて特に指示したときは、この限りでない。

2 巡回連絡の実施頻度

警察署長は、地域の特性を踏まえた上で、住民等の異動状況に応じた適切な実施頻度を具体的に定めるものとする。

3 巡回連絡を実施する時間帯

巡回連絡は、訪問先の住民等の迷惑とならない時間帯に行うものとし、訪問先の住民等の都合等により夜間に巡回連絡を行う場合は、警察署地域警察担当課長の承認を受けた上で実施するものとする。

4 巡回連絡に当たっての指導連絡及び情報提供にかかる事項

巡回連絡に当たっては、次の各号に掲げる事項について、訪問先の住民等に応じ、指導連絡及び情報提供を行うものとする。

- (1) 最近における犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の傾向並びにその被害の防止方法
- (2) 訪問先の住民等に身近な犯罪等の発生状況及びその被害の防止方法
- (3) 犯罪等の発生時における応急措置及び緊急の連絡方法
- (4) 訪問先の住民等に教示する必要があると認められる警察に対する諸届の手續の方法
- (5) その他訪問先の住民等の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項

5 新たに受持区の担当を命ぜられた場合の措置

新たに受持区の担当を命ぜられた地域警察官は、速やかに巡回連絡を実施するものとする。

第4 巡回連絡カード

- 1 巡回連絡に当たっては、巡回連絡カードを持参し、訪問先の住民等に配布して作成を依頼し、又は訪問先の住民等から必要事項を聴取して受持警察官等が自ら作成するものとする。
- 2 1により作成された巡回連絡カード（以下「作成済カード」という。）は、警察活動における指導連絡等に活用して、住民等の安全で平穏な生活の確保に役立てるものとする。
- 3 巡回連絡カードの様式の例については、別紙1（一般世帯用）及び別紙2（事業所用）のとおりとする。
なお、外国人の利便を考慮して、必要に応じ、外国語による巡回連絡カードを作成するものとする。
- 4 作成済カードは、訪問先の住民等の協力を得て、異動事項を補正するものとする。
- 5 作成済カードの取扱いについては、関係する条例等に基づき、適正に行うこと。

[別紙]（略）